

議案第 8 1 号

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 1 2 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

( 提案理由 )

都市計画税の税率の特例を延長するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和 3 3 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 項（見出しを含む。）中「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」を「平成 3 0 年度から平成 3 2 年度まで」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から15 略</p> <p>(平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>16 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p> <p>17 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1から15 略</p> <p>(平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の税率の特例)</p> <p>16 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に限り、第3条の規定の適用については、同条中「100分の0.3」とあるのは、「100分の0.27」とする。</p> <p>17 略</p>